

## 【 貴船ビーチボールクラブ会員規則 】

2007年5月1日 作成

## 1. 目 的

- ・ ビーチボールを通して会員の親睦を図ると共に、健康の維持を目的とする。
- ・ 会員が平等に責務を果たすことを目的とする。

## 2. 会 員

- 2-1 (入 会)： 入会の意思を会長に伝えた翌月から正規会員とする。尚、会費は翌月分からとする。  
【例】 入会意思を6月10日に伝えた場合、6月30日までは準会員とし、7月1日から正規会員とする。会費は7月分を6月30日までに納める。以降、他の会員と同様2ヶ月単位で納める。
- 2-2 (休 会)： 会費の有効月満了後、月単位で2ヶ月間以上参加しなかった場合、休会として会費は免除する。  
【例】 6月20日から11月10日まで一度も参加しない場合、5-1 (集 金) 規定により7月分までは入金されている為、8月1日から10月31日までの8・9・10月分の会費は免除する。11月分からは追って徴収する。
- 2-3 (退 会)： 退会の意思を会長に伝え、会費の有効月を満了した時点で退会とする。  
また、休会が1年以上続いた場合自動的に退会となる。  
【例】 退会意思を6月10日に伝えた場合、5-1 (集 金) 規定により、既に7月分の会費が納めてあるので、7月31日をもって退会とする。  
また、退会の意思が無く6月10日から参加しない場合、8月1日から休会に入り、翌年7月31日で退会となる。

## 3. 役 員

- 3-1 (役 員)： 役員は2名とし、それぞれ会長1名、会計1名とする。  
また、仕事の都合等で役員、当番が出来ない会員は事前に他の会員に了解を得ておく。ただしその他の事項において積極的にクラブの運営に協力することを努力する。
- 3-2 (任 期)： 任期は1年とし、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。
- 3-3 (役 務)： 練習場の確保及び、試合の手配等。参加表の管理、当番表の管理。その他運営に関する調整。
- 3-4 (練 習 場)： 練習場の申し込みを確実に行う。  
基本的に、毎週「水曜日」と「金曜日」を確保する。
- 3-5 (試 合)： 役員が試合参加者を募り、参加する場合手配を行う。
- 3-6 (参 加 表)： 役員または指名者が作成し、役員が毎回持参し、各自毎回練習に参加した時にチェックを記入する。  
また、途中入会者の為の無名空欄を作っておく。
- 3-7 (当 番 表)： 役員または指名者が作成し、役員が毎回持参し、当番が帰宅時にチェックを記入する。  
役員は、当番を均等になるように管理する。

## 4. 当 番

- 4-1 (役 務)： 練習場の鍵を管理する。
- 4-2 (順 番)： 当番は、毎回順番とし1年分の当番表を4月1日までに役員が作成する。

当番は基本的に当番表にしたがって行うが、都合により他の会員と交代する場合は各自話し合っ

て決める。当番はポイント制とし、最終的に会員が均等に行えるように管理する。

また、途中入会者は、入会2ヶ月後から当番表に記載され、当番のローテーションに加わる。

【例】7月1日から正規会員になった場合、9月1日から当番表に記載され、当番のローテーションに加わる。

## 5. 会 費

5-1 (集 金)：4・6・8・10・12・2月を会費の集金月とし、翌月分を合わせて2か月分を集金する。集金は集金月の前月15日から月末までに納める。(事前に複数月の払い込みは可) また、高校生以下は集金対象としない。

【例】6・7月分の会費は、5月15日から5月31日までにまとめて納める。

また、事前に4ヶ月分、6ヶ月分等の払い込みは可能。

5-2 (金 額)：会費は、1ヶ月 ¥500とし、2ヶ月 ¥1,000単位で徴収する。

5-3 (用 途)：会費は、主に練習場の使用料、ボールの購入、その他共有備品の購入(ネット、ビブス等)、事務処理費に使用する。

## 6. 体験入会

6-1 (体験入会)：体験入会の意思を会長に伝え、体験入会に参加する。

6-2 (期 間)：初参加日から1ヶ月間とし、1ヶ月満了した月の月末までとする。以降参加する場合は、

2-1 (入会) 規則に基づき正規会員として会費を納めて頂く。

また、体験入会期間後、1年以内の体験入会は不可とする。

【例】6月10日から体験入会した場合7月31日までが体験入会期間とし、以降続ける場合は2-1 (入会) 規則に基づき8月1日から正規会員とする。

また、この時入会しなかった場合、翌年7月31日までは体験入会は不可とし、参加する場合は、2-1 (入会) 規則に基づき正規会員として入会していただく。

## 7. 試 合

7-1 (試合参加)：技術向上、意識向上の為、極力試合には参加するように心がける。

試合への参加費は、参加者で負担していただくが、共有備品(ボール、ビブス、審判ユニフォーム等)はクラブから貸し出す。

## 8. その他

8-1 (連 絡)：緊急連絡事項は、E-Mailまたは電話にて会長または指名者が行う。

8-2 (練 習 場)：練習場は、ビーチボールの使用のみで登録されている為、それ以外の使用(バスケット、バレー等)は禁止します。また、練習場での借用備品は、ポール、スコアのみで、それ以外の備品は使用できません、それらを破ると練習場の使用を禁止される場合がありますので、必ず守ってください。

8-3 (実 施)：本会員規則は、2007年5月1日より実施する。